法　律

国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年十一月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第九十三号

国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律（平成二十四年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2　国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十三号）の施行の日から国会議員の定数削減による歳出の削減の状況等を勘案し別に法律で定める日までの間における第二条の規定の適用については、同条第一項中「歳費月額から」とあるのは「国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第三十五条の規定にかかわらず、歳費月額から」と、「百分の十二・八八」とあるのは「百分の二十」と、同条第二項及び第三項中「百分の十二・八八」とあるのは「百分の二十」とする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

（検討）

2　特例期間（国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律第二条第一項に規定する特例期間をいう。以下同じ。）の経過後における各議院の議長、副議長及び議員の受ける歳費及び期末手当については、特例期間が経過するまでの間に、国会議員の定数削減による歳出の削減の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

総務大臣　樽床　伸二
内閣総理大臣　野田　佳彦

公職選挙法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年十一月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第九十四号

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

別表第三中「福島県　四人」を「福島県　二人」に、「神奈川県　六人」を「神奈川県　八人」に、「岐阜県　四人」を「岐阜県　二人」に、「大阪府　六人」を「大阪府　八人」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2　この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示される参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示された参議院議員の通常選挙並びにこれに係る再選挙及び補欠選挙については、なお従前の例による。

（検討）

3　平成二十八年に行われる参議院議員の通常選挙に向けて、参議院の在り方、選挙区間における議員一人当たりの人口の較差の是正等を考慮しつつ選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、結論を得るものとする。

総務大臣　樽床　伸二
内閣総理大臣　野田　佳彦

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十四年十一月二十六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第九十五号

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律

（趣旨）

第一条　この法律は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区をめぐる現状に鑑み、平成二十二年の国勢調査の結果に基づく衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案（以下「今次の改定案」という。）の作成に当たり、各選挙区間における人口較差を緊急に是正するため、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年法律第三号）の一部改正について定めるものとする。

（公職選挙法の一部改正）

第二条　公職選挙法の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「四百八十人」を「四百七十五人」に、「三百人」を「二百九十五人」に改める。

第十三条第一項中「別表第一」を「別に法律」に改め、同条第三項中「別表第一に掲げる」を削り、同条第五項中「別表第一」を「第一項に規定する法律で定める選挙区」に改める。

附則第八項を削る。

別表第一を次のように改める。

別表第一　削除

（衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正）

第三条　衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を次のように改正する。

第三条第二項を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、同条の規定による改正後の公職選挙法（次条において「新公職選挙法」という。）第十三条第一項に規定する法律の施行の日（次条において「一部施行日」という。）から施行する。